

川崎市ボッチャセット貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民文化局市民スポーツ室が所有するボッチャセットの貸出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市主催事業を実施する者
- (2) 川崎市内に所在する法人及び団体
- (3) その他、市民文化局市民スポーツ室長（以下「市民スポーツ室長」という。）が特に認める者

(対象行事など)

第3条 対象行事等は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市が主催する事業
- (2) 各区スポーツセンター、川崎市スポーツ・文化総合センター、川崎市とどろきアリーナ（以下、「各スポーツセンター等」という。）が主催する行事・パラスポーツイベント・講習会等
- (3) 第2条に定める対象者が主催する行事・パラスポーツイベント・講習会等
- (4) その他、市民スポーツ室長が特に認めるもの

(貸出手続き)

第4条 ボッチャセットの貸出しを希望する者は、各スポーツセンター等へ貸出状況を確認後、使用申請書（第1号様式）を各スポーツセンター等に申請

し、控えを受け取るものとする。

- 2 申請書の受付期間は、貸出希望日の6か月前から2週間前までとする。
- 3 申請書を提出し、控えを受け取った者（以下、「使用者」という。）は、ボッチャセットの配置されている各スポーツセンターと日程を調整し、ボッチャ用具の貸出しを受けるものとする。ボッチャ用具の配置されている各スポーツセンター等は、使用者等からボッチャセット使用申請書の控えの提示があった場合は、貸出すものとする。
- 4 ボッチャセットの返却場所は、貸出しを受けたスポーツセンター等とする。

（使用の不承認）

第5条 市民スポーツ室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ボッチャセットの使用を承認しない。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）川崎市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- （5）営利を目的とする利用と認められる場合
- （6）ボッチャセットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがある場合
- （7）その他市民スポーツ室長が不相当と認める場合

（使用権の譲渡などの禁止）

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用停止)

第7条 市民スポーツ室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、以後の貸出しを禁止することができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 使用の目的又は条件に違反した場合

(3) 故障により使用することができなくなった場合

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなった場合

(5) その他市民スポーツ室長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定により使用者等が使用停止となり、又は使用を制限されたことにより生じた使用者等の損害について、市民スポーツ室長は、その責めを負わない。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、原則7日以内とする。ただし、市民スポーツ室長が認めるときはこの限りではない。

(貸出料金)

第9条 貸出料金は無料とする。

(定期報告)

第10条 各スポーツセンター等は、6か月に1回程度市民スポーツ室長宛てに貸出し状況を報告する。ただし、市民スポーツ室長から依頼があった場合は、その都度報告する。

(適正な使用)

第 11 条 使用者等は、遵守事項に基づきボッチャセットを適正に使用し、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。貸出期間中に、ボッチャセットを損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市民スポーツ室長がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(点検及び不具合の報告)

第 12 条 ボッチャセットの配置されている各スポーツセンター等は、日常点検を行い、破損・不具合の有無等を確認する。その際に、破損・不具合が認められる場合は、市民スポーツ室長に報告する。

2 各スポーツセンター等は、使用者等からボッチャセットが返却された際に、破損・不具合が認められる場合は、市民スポーツ室長に報告する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。